

令和5年度「鳥栖市立鳥栖小学校いじめ防止基本方針」

平成26年4月1日策定

令和2年4月1日改訂

鳥栖市立鳥栖小学校

1 策定の意義

いじめは、人権の侵害であり、子供の身体や人格を傷つけ、時として死にも至らしめるものであることから、決して許されるものではない。いじめから一人でも多くの子供を救うためには、「いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうる」との認識を持ち、学校が一丸となって組織的に対応することはもとより、一人一人の大人が、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりで取り組むことが必要である。

本校では、「鳥栖市いじめ防止基本方針」を基に、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめ事案への対応」「いじめの再発防止」の取組を総合的かつ効果的に推進することを目的として、「鳥栖市立鳥栖小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

2 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

- すべての児童が安全に、そして安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの防止等の対策を行う。
- いじめは、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることを、児童が十分に理解することができるように、様々な活動の中で指導する。
- いじめを受けた児童の生命・心身を保護することを第一義に、学校は、県、市町、地域住民、家庭その他の関係者との連携の基、いじめ問題の早期解決と再発防止に努める。

3 いじめの防止・対応等のための指導体制・組織

(1) 「鳥栖小学校いじめ対策委員会」

学校の中核となって、学校内外におけるいじめの防止・対応等の措置を効果的に行うため、「鳥栖小学校いじめ対策委員会」（以下「学校委員会」という。）を置く。

「学校委員会」は、校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、その他校長が必要と認める教職員で組織する。「学校委員会」は、以下の内容を担うものとする。

- ・学校におけるいじめの防止等のための対策の充実に関する協議を行う。
- ・学校で発生したいじめについて、支援・指導体制及び対応方針を決定するとともに、いじめの解消及び再発防止に関する協議等を行う。

(2) 「鳥栖小学校いじめ拡大対策委員会」

いじめの内容等に応じて、「外部委員」を含めた「鳥栖小学校いじめ拡大対策委員会」（以下「学校拡大委員会」という。）を開催する。

「学校拡大委員会」は、校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学校運営協議員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、PTA、その他校長が必要と認める教職員・外部委員で組織する。「学校拡大委員会」は、いじめ解消及び再発防止に関する協議等を行う。

4 いじめの未然防止の取組

「いじめは、どの児童にも、どの学級でも起こりうる」ことを踏まえ、より根本的ないじめ対策として、いじめの未然防止の視点が最も重要である。心の通った対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、組織的・継続的な取組が必要である。

(1) 開発的・予防的生徒指導と心の教育の推進

- 児童との対話と温かいふれあいを心がけ、児童の些細な悩みにも親身になって相談に乗り、早期解決に努める。また、児童に応じた「出番」や「役割」を与えて「称賛・承認」したり、授業中に考えのよさや学習意欲や伸びをほめたり、児童相互に認め合う場を設定したりして、自己有用感を高め、認め合い支え合う風土づくりをする。そうすることで、児童に「この学級でよかった」、「この担任の先生でよかった」という満足感をもたせ、児童・保護者からの信頼が高まるようにする。
- 教職員の言動が、児童を傷つけて児童・保護者からの信頼を失ったり、児童にとってのストレスの要因となったりすることがないように、指導・支援に細心の注意を払う。
- 「仲間づくり部」を中核として、行事や児童会活動等の実施、掲示物の工夫で道徳性を育成する。
- グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニング等で望ましい人間関係づくりのスキルを学ばせる。鳥栖市「いじめ・いのちを考える日」を、定期的に児童にいじめや命について考えさせる機会として、意識を高める。
- 考え・議論する「特別の教科 道徳」の授業の工夫、人権教育、学校教育活動全体における道徳教育の推進を通して、生命を尊重する心や他者への思いやり、倫理観等の豊かな心の育成、確かな人権感覚の育成、望ましい人間関係の構築に努める。
- 「生活づくり部」を中核として、学習規律と基本的生活習慣を確立させることで、落ち着いた雰囲気、あたりまえのこと・正しいことができる風土を作る。
- 特別支援教育の研修会、関係機関と連携しての支援会議、特別な教育的支援を要する児童についての子供支援会議等を開催し、自立に向けた具体的な手立てを共有し、支援体制を確立させる。
- いじめ防止、学級づくりに係る校内研修会を開催して、指導力・実践力向上に努める。

(2) 授業の工夫と基礎学力の保証

- 授業が児童のストレスにならないように、「授業づくりのステップ1・2・3」（めあての提示、書く活動・話し合い活動・学習内容のまとめ・学習の振り返りの設定）を基に授業を工夫し、「できた」「分かった」「考えること、話合うことが楽しい」「自分も授業に参加・活躍できた」を実感できるようにする。
- ドリルタイムや形成的評価（小テスト、業者テスト）の結果を基にした補充指導で基礎学力を定着させる。特に、学力面で配慮を要する児童に対して、保護者と連携しながらきめ細やかな個別支援を行う。そうすることで、学習に対する自信をもたせ、学習意欲が高まるようにする。

(3) 家庭・地域への啓発

- 学校だよりの発行・地域回覧・ホームページ掲載、地域関係者等との話し合う場の設定を通して、学校と家庭・地域との連携を密にして、いじめに係る情報を積極的に収集・発信する。
- 外部人材を活用しての心の教育、親子情報モラル教室を実施する。

5 いじめの早期発見の取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所、気づきにくく判断しにくい形で行われるものであることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもち、早い段階からチームで的確に対応しながら、いじめの早期発見に努める。いじめを発見（「覚知」）したら、管理職に報告する。

(1) いじめアンケート調査

- 「ここにこアンケート（毎月のいじめアンケート）、県の標準形式のアンケート調査（年2回）、QU等で、いじめの早期発見に努める。
- アンケート結果の報告を基に、学校全体で実態を共有し、組織的に取り組む体制をつくる。

(2) 児童・保護者からのいじめ発見

- 児童一人一人に笑顔で話しかけ、日頃からカウンセリングマインドをもって児童・保護者に接し、悩みを相談しやすい信頼関係を築くことで、いじめの情報を得る。
- 日頃から保護者の些細な悩みに親身になって対応し、信頼関係を築くことで、いじめの情報を得る。

(3) 児童・学級の言動からのいじめ発見

- いじめのサインを見逃さない感性を磨き、児童の表情・言動・人間関係の観察、児童の日記や保護者からの連絡、個人面談、行動観察等から、いじめを発見する。
- 月3日以上欠席の児童に対していじめや不登校の可能性があると認識して児童・保護者に対応する。

(4) 生徒指導・教育相談連絡会

- 生徒指導・教育相談連絡会を毎月開催し、気になる児童や事案に関する情報を共有する。
- 教育相談主任を中心とした相談体制の強化と、スクールカウンセラーによる観察・カウンセリングの充実を図る。

(5) いじめ防止強化週間における面談でのいじめ発見

- いじめ防止強化月間（6月、12月）を設け、個人面談を行い、学校での生活状況や進路、悩み等について話し合う。気になる内容があれば、管理職に報告する。

6 いじめ事案への対応

いじめを発見したり通報を受けたりした場合は、速やかに管理職に報告し、「学校委員会」で組織的に児童・保護者への対応、関係機関との連携をすることで、早期対応・早期解決を図る必要がある。

(1) いじめ発生時の対応

①いじめの「覚知」「認知」

- 観察、連絡や相談等で、いじめと疑われる事案を「覚知」した場合は、抱え込まず、児童から事情を聞く前に、直ちに管理職に報告する。校長は、「学校委員会」を開催し、今後の方針を決定する。また、速やかに鳥栖市教育委員会に報告する。
- 「学校委員会」で、いじめの定義に従って、いじめと「認知」するかどうかを判断する。
- いじめと「認知」した場合は、「学校委員会」で調査方法、被害・加害児童・保護者への対応の仕方、関係機関への協力要請等について協議し、方針を校長が決定し、関係者に指示する。全職員で情報を共有し、組織的な対応を開始する。いじめの内容等に応じて、「外部委員」を含めた「拡大学校委員会」を開催することもある。また、速やかに教育委員会に報告する。
- 被害児童・保護者に対して、「学校全体で守り抜く」という姿勢を示し、安心感を与え、信頼を築く。また、被害児童の心情に配慮し寄り添いながら、いじめの実態・意識等について聴取する。被害児童・保護者に対して、適切な情報を提供し、解決への見通しを伝える。
- 加害児童に対しては、いじめの実態・言い分・意識について冷静に聴取する。当該児童の人格の成長を旨とし、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、保護者に対して、誠実に対応して今後の取組への理解と協力を求める。
- 加害児童が特定できない場合には、「学校委員会」の方針の基、被害児童や周囲の児童から情報を収集するとともに、学級や学年単位で、児童の心に訴えるための集会等を開く等の即時対応を行う場合がある。その際、単なる犯人捜しにならないように留意する。
- 関係機関等への窓口を一本化し、プライバシー保護に配慮しながら、適時・適切な方法で状況を報告する。
- 「認知」したいじめが終息した場合は、学年主任や担任等が、被害・加害児童への指導等を行い、その内容を管理職に報告する。「認知」後、1週間を目途に、教育委員会に報告する。

②ネットいじめに対する対応

- ネットいじめが発生した場合は、内容確認を確実にを行い、ネットいじめの実際を証拠として保存

する。児童・保護者への説明を行うとともに、掲示板管理者やプロバイダーへの削除依頼、警察や法務局、教育委員会への報告・相談等の対応を行う。

(2) 重大事態への対応

いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時や、いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるなどの重大事態が発生した場合は、次の対応を行う。

- 教育委員会へ直ちに報告するとともに、必要に応じて、関係機関や警察等に通報・相談しながら連携を進める。また、教育委員会を通じて、地方公共団体の長である鳥栖市長へ事態発生を報告する。そして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による相談が適切に行えるよう連絡・調整を図る。
- 「拡大学校委員会」を開催し、事実関係を明確にするための調査を実施する。調査により明らかになった事実を教育委員会に報告する。
- 被害児童の保護とケアを最優先するとともに、加害児童に対しては、人格の成長を旨とし、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- 報道機関等の取材がある場合、管理職を中心に窓口を一本化して、「拡大学校委員会」等で確認した事実に基づき、誠実・迅速・正確・公平な姿勢で対応する。情報の提供にあたっては、関係者の個人情報に十分配慮する。
- 教育委員会の指導を受けながら、出席停止措置を活用したり、被害児童・保護者からの就学校の指定の変更や区域外就学等の要望に対して弾力的な対応を検討したりする。

7 いじめの再発防止の取組

被害児童へのケア、加害児童への指導、保護者を交えた謝罪の場の設定など、適切な措置により一定の解決を図った後、3か月以上の経過観察や面談を行い、通常の生活に戻った状態を「解消」として判断し、「解消」に至った場合は、教育委員会に報告する。

8 職員研修

- 外部講師を招いていじめ防止や学級づくりに係る研修会を開催したり、事例研修会を実施したりして、職員のいじめに対する感性を高め、適切な対応力を高める。
- 教育委員会等が主催する心の教育・いじめ防止・人権教育等の研修会に積極的に参加するとともに、参加した職員からの報告を通して、必要な情報の共有化を図る。
- 全職員が「仲間づくり部」「生活づくり部」「学びづくり部」「特別支援教育部」に分かれ、児童の人間関係の向上、基本的学習・生活習慣の確立、基礎学力の定着、授業の質の向上、特別支援教育の推進に組織的・計画的に取り組み、PDCAサイクルを機能させることで、いじめ防止に努める。

9 取組体制の点検及び評価

(1) いじめの問題に関する点検項目

いじめ問題の対応について学校の自己点検、教員の自己評価を行い、改善・充実を図る。

(2) 学校評価の活用

学校評価の共通評価項目である「いじめ問題における対応」について、いじめの有無や発生件数のみを評価するのではなく、児童に対する日頃の理解、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、いじめに対する組織的な対応、いじめの再発防止等のいじめ問題への適切な対処につながる学校評価を行うようにする。適時中間評価をして、実質的な成果が上がるようにする。